



### 3 建設発生土について

#### (1) 県内各受入地の登録内容

搬出先名称	区分	搬出先場所(区市町村名)	搬出先場所(地先)	施工条件	搬出先の種類	
					コード	コードの説明
小田原市江ノ浦受入地	公共	神奈川県小田原市	江ノ浦	A指定	7	採石場・砂利採取跡地等 復旧事業
愛川町田代受入地	公共	神奈川県愛甲郡愛川町	田代	A指定		
清川村煤ヶ谷受入地	公共	神奈川県愛甲郡清川村	煤ヶ谷	A指定		
厚木市七沢受入地	公共	神奈川県厚木市	七沢	A指定		
山北町第二川西受入地	公共	神奈川県足柄上郡山北町	川西	A指定		
山北町谷ヶ受入地	公共	神奈川県足柄上郡山北町	谷ヶ	A指定		
松田町寄受入地	公共	神奈川県足柄上郡松田町	寄	A指定		
中井町雑色受入地	公共	神奈川県足柄上郡中井町	雑色	A指定		
相模原市葉山島Ⅱ受入地	公共	神奈川県相模原市緑区	葉山島	A指定		
相模原市寸沢嵐受入地	公共	神奈川県相模原市緑区	寸沢嵐	A指定		
川崎市受入地(浮島)	公共	神奈川県川崎市川崎区	浮島町	A指定	3	他の工事現場(海面)
三浦市引橋受入地	公共	神奈川県三浦市	初声町	A指定	2	他の工事現場(内陸)
UCR 横浜鈴繫埠頭受入地	民間	神奈川県横浜市神奈川区	鈴繫町	A指定	5	工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)
UCR 横須賀市久里浜港受入地	民間	神奈川県横須賀市	久里浜	A指定		
UCR 大磯町大磯港受入地	民間	神奈川県中郡大磯町	大磯	A指定		
鎌倉市手広受入地	民間	神奈川県鎌倉市	手広	A指定		
茅ヶ崎市赤羽根受入地	民間	神奈川県茅ヶ崎市	赤羽根	A指定		
茅ヶ崎市芹沢受入地	民間	神奈川県茅ヶ崎市	芹沢	A指定		

#### (2) 土質の種類

種類(土質区分)	センサス上の区分	土質等の目安
第一種建設発生土	第一種建設発生土	砂、レキ、岩塊、玉石、破碎岩
第二種建設発生土	第二種建設発生土	砂質土(普通土、砂質ローム)、レキ質土(砂利混り土)
第三種建設発生土	第三種建設発生土	粘性土(シルト質ローム、砂質粘性土のうち通常の施工が確保されるもの)
第四種建設発生土	第四種建設発生土	粘性土(第三種以外のもの、含水比が40~80%)
泥土	浚渫土	浚渫土等(ただし、建設汚泥は含まない)

注2: 第1種~第4種建設発生土については、それぞれ改良土を含む。

注3: 「発生土利用基準について」(H18.8.10 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)を参考にする。

#### (3) 搬出先の種類

種類とコード	内容
1 売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2 他の工事現場(内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事(公共、民間は問わない)への搬出(売却は除く) 例: 埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3 他の工事現場(海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4 土質改良プラント	土質改良プラントへの搬出 (再利用される工事の予定の有無にかかわらず)
5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)	・工事計画及び事業計画等(農地の嵩上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む)がある予定地(仮置場)へ搬出した場合 ・建設発生土の一時保管場所(仮置場)、中継施設、積換施設への搬出で、再利用の目的がある場合
6 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合)	建設発生土の一時保管場所(仮置場)、中継施設、積換施設への搬出で、再利用の目的がない場合
7 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	碎石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧(埋め戻し)するために搬出した場合
8 廃棄物最終処分場(覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
9 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場(覆土以外)へ搬出した場合
10 土捨場・残土処分場	公共、民間を問わず建設発生土受入地(土捨場・残土処分場)へ搬出した場合